

2026年版

ユーキャンの社労士 速習レッスン

法改正に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記載内容について、法改正に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。

なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

●お知らせ

- 下記は、本書の記載内容について、令和7年9月1日より後に公布された法令等であって、令和8年度試験の対象となるもの（令和8年4月10日現在施行のもの）についての変更箇所です。
- 条文番号の変更については、原則として、記載を省略しています。

■「第21版 第1刷（2025年10月17日）」をお持ちの方

★【第1部】労働科目一第1章 労働基準法

法改正に伴う修正は、特にありません。

★【第1部】労働科目一第2章 労働安全衛生法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
142	3 囲み内④	④請負人の労働者の行う作業及び当該労働者以外の者の行う作業によって～	④請負人に係る作業従事者の行う作業及び当該作業従事者以外の者の行う作業によって～	2026.5.29
150	3 1行目	事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、～	事務所、工場その他の事業の用に供される建築物の貸与者は、～	2026.5.29

★【第1部】労働科目一第3章 労働者災害補償保険法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
218	2. (3) 2行目	～自動変更対象額（令和6年8月1日以後： 4,090円）に満たない～	～自動変更対象額（令和7年8月1日以後： 4,250円）に満たない～	2026.5.29
248	2 3行目	①315,000円+給付基礎日額の30日分	①330,000円+給付基礎日額の30日分	2026.5.29

249	解答 【穴うめチェック!】 下1行目	H. <u>315,000</u>	H. <u>330,000</u>	2026.5.29
251	2. (2) 3行目	～、常時介護の場合は <u>85,490</u> 円、随時介護の場合は <u>42,700</u> 円です。	～、常時介護の場合は <u>90,790</u> 円、随時介護の場合は <u>45,400</u> 円です。	2026.5.29

★【第Ⅰ部】労働科目一第4章 雇用保険法

法改正に伴う修正は、特にありません。

★【第Ⅰ部】労働科目一第5章 労働保険徴収法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
402	欄外 (※1)	内容を 徴収:別紙1 に変更してください。		2026.5.29
429	欄外 (※11) 4行目～6行目	令和7年の延滞税特例基準割合は、 <u>1.4%</u> である。	令和8年の延滞税特例基準割合は、 <u>1.8%</u> である。	2026.5.29

徴収:別紙1 (P402)

令和8年度の雇用保険率は、本文②A及びBの弾力的変更の規定が発動され、Aに係る率が法本来の率より1,000分の2、Bに係る率が法本来の率より1,000分の1引き下げられて、次の率となった。

	雇用保険率
一般の事業	$\frac{13.5}{1,000}$
農林水産業 清酒製造業	$\frac{15.5}{1,000}$
建設の事業	$\frac{16.5}{1,000}$

★【第Ⅱ部】社会保険科目一第6章 健康保険法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
52	欄外 (※4) 3行目	～、令和7年度は32万円である。	～、令和8年度は32万円である。	2026.5.29
	欄外 (※5) 3行目～4行目	～、令和7年度は1,000分の <u>15.9</u> である。	～、令和8年度は1,000分の <u>16.2</u> である。	2026.5.29
	欄外 (※6) 7行目	～（国庫補助の額を除く。）～	～（ <u>出産育児交付金の額及び国庫補助の額を除く。</u> ）～	
99	下6行目	～12分の1）に相当する額に達するまでは、～	～12分の1）に相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した額に達するまでは、～	2026.5.29
105	欄外 (※3) 4行目	～、平均保険料率のみとなる。	～、平均保険料等率のみとなる。	2026.5.29
107	解答 【穴うめチェック！】 下1行目	E.平均保険料率	E.平均保険料等率	2026.5.29

★【第Ⅱ部】社会保険科目一第7章 国民年金法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
153	欄外 (※5)	令和7年度の新規裁定者に係る改定率は、 <u>1.065</u> である	令和8年度の新規裁定者に係る改定率は、 <u>1.085</u> である	2026.5.29
155	欄外 (※7) 5行目～9行目	令和7年度の調整率に係る公的年金被保険者総数変動率は <u>0.999</u> であったため、調整率は <u>0.996</u> となった。	令和8年度の調整率に係る公的年金被保険者総数変動率は <u>1.001</u> であったため、調整率は <u>0.998</u> となった。	2026.5.29
	欄外 (※11) 1行目	令和7年度の特別調整率は、～	令和8年度の特別調整率は、～	2026.5.29
161	1. 満額の年金額 囲み内	(令和7年度新規裁定者価額： <u>831,700</u> 円)	(令和8年度新規裁定者価額： <u>847,300</u> 円)	2026.5.29
175	(3) ②特例 図中	R <u>8.4</u>	R <u>18.4</u>	2026.5.29
179	1. 障害基礎年金額 表内 障害等級2級	(令和7年度新規裁定者価額： <u>831,700</u> 円)	(令和8年度新規裁定者価額： <u>847,300</u> 円)	2026.5.29
180	(2) 加算額 表内 第1子・第2子	(令和7年度価額： <u>239,300</u> 円)	(令和8年度価額： <u>243,800</u> 円)	2026.5.29
	表内 第3子以降	(令和7年度価額： <u>79,800</u> 円)	(令和8年度価額： <u>81,300</u> 円)	
189	1. 遺族基礎年金額の基本的な額 囲み内	(令和7年度新規裁定者価額： <u>831,700</u> 円)	(令和8年度新規裁定者価額： <u>847,300</u> 円)	2026.5.29
190	子についての加算額 表内 第1子・第2子	(令和7年度価額： <u>239,300</u> 円)	(令和8年度価額： <u>243,800</u> 円)	2026.5.29
	表内 第3子以降	(令和7年度価額： <u>79,800</u> 円)	(令和8年度価額： <u>81,300</u> 円)	
191	子についての加算額 表内 第2子	(令和7年度価額： <u>239,300</u> 円)	(令和8年度価額： <u>243,800</u> 円)	2026.5.29
	表内 第3子以降	(令和7年度価額： <u>79,800</u> 円)	(令和8年度価額： <u>81,300</u> 円)	
202	欄外 (※2) 2行目～3行目	～令和7年度（保険料額は <u>17,510</u> 円）であって、～	～令和8年度（保険料額は <u>17,920</u> 円）であって、～	2026.5.29
	8行目～9行目	～、 <u>525,300</u> 円（= <u>17,510</u> 円×2分の1～	～、 <u>537,600</u> 円（= <u>17,920</u> 円×2分の1～	
	11行目	～、令和7年度の～	～、令和8年度の～	

【第Ⅲ部】社会保険科目一第8章 厚生年金保険法

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日																								
277	欄外 (※6)	令和7年度の新規裁定者に係る改定率は、 <u>1.065</u> である	令和8年度の新規裁定者に係る改定率は、 <u>1.085</u> である	2026.5.29																								
278	欄外 (※2) 5行目～6行目	令和7年度は <u>0.996</u> 。	令和8年度は <u>0.998</u> 。	2026.5.29																								
293	2. (1) 表 加給年金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">加給年金額 (令和7年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>224,700円×改定率</td> <td>(<u>239,300円</u>)</td> </tr> <tr> <td>224,700円×改定率</td> <td>(<u>239,300円</u>)</td> </tr> <tr> <td>74,900円×改定率</td> <td>(<u>79,800円</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	加給年金額 (令和7年度価額)		224,700円×改定率	(<u>239,300円</u>)	224,700円×改定率	(<u>239,300円</u>)	74,900円×改定率	(<u>79,800円</u>)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">加給年金額 (令和8年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>224,700円×改定率</td> <td>(<u>243,800円</u>)</td> </tr> <tr> <td>224,700円×改定率</td> <td>(<u>243,800円</u>)</td> </tr> <tr> <td>74,900円×改定率</td> <td>(<u>81,300円</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	加給年金額 (令和8年度価額)		224,700円×改定率	(<u>243,800円</u>)	224,700円×改定率	(<u>243,800円</u>)	74,900円×改定率	(<u>81,300円</u>)	2026.5.29								
	加給年金額 (令和7年度価額)																											
224,700円×改定率	(<u>239,300円</u>)																											
224,700円×改定率	(<u>239,300円</u>)																											
74,900円×改定率	(<u>79,800円</u>)																											
加給年金額 (令和8年度価額)																												
224,700円×改定率	(<u>243,800円</u>)																											
224,700円×改定率	(<u>243,800円</u>)																											
74,900円×改定率	(<u>81,300円</u>)																											
	2. (2) 表 特別加算額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">特別加算額 (令和7年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,200円×改定率</td> <td>(<u>35,400円</u>)</td> </tr> <tr> <td>66,300円×改定率</td> <td>(<u>70,600円</u>)</td> </tr> <tr> <td>99,500円×改定率</td> <td>(<u>106,000円</u>)</td> </tr> <tr> <td>132,600円×改定率</td> <td>(<u>141,200円</u>)</td> </tr> <tr> <td>165,800円×改定率</td> <td>(<u>176,600円</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	特別加算額 (令和7年度価額)		33,200円×改定率	(<u>35,400円</u>)	66,300円×改定率	(<u>70,600円</u>)	99,500円×改定率	(<u>106,000円</u>)	132,600円×改定率	(<u>141,200円</u>)	165,800円×改定率	(<u>176,600円</u>)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">特別加算額 (令和8年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,200円×改定率</td> <td>(<u>36,000円</u>)</td> </tr> <tr> <td>66,300円×改定率</td> <td>(<u>71,900円</u>)</td> </tr> <tr> <td>99,500円×改定率</td> <td>(<u>108,000円</u>)</td> </tr> <tr> <td>132,600円×改定率</td> <td>(<u>143,900円</u>)</td> </tr> <tr> <td>165,800円×改定率</td> <td>(<u>179,900円</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	特別加算額 (令和8年度価額)		33,200円×改定率	(<u>36,000円</u>)	66,300円×改定率	(<u>71,900円</u>)	99,500円×改定率	(<u>108,000円</u>)	132,600円×改定率	(<u>143,900円</u>)	165,800円×改定率	(<u>179,900円</u>)	2026.5.29
特別加算額 (令和7年度価額)																												
33,200円×改定率	(<u>35,400円</u>)																											
66,300円×改定率	(<u>70,600円</u>)																											
99,500円×改定率	(<u>106,000円</u>)																											
132,600円×改定率	(<u>141,200円</u>)																											
165,800円×改定率	(<u>176,600円</u>)																											
特別加算額 (令和8年度価額)																												
33,200円×改定率	(<u>36,000円</u>)																											
66,300円×改定率	(<u>71,900円</u>)																											
99,500円×改定率	(<u>108,000円</u>)																											
132,600円×改定率	(<u>143,900円</u>)																											
165,800円×改定率	(<u>179,900円</u>)																											
296	1. (2) ③支給停止調整額	③支給停止調整額 (法定額は62万円)	③支給停止調整額 (法定額は62万円、令和8年度に適用される額は <u>65万円</u>)	2026.5.29																								
306	(2) 最低保障額 囲みの下 2行目	※令和7年度新規裁定者価額： <u>623,800円</u>	※令和8年度新規裁定者価額： <u>635,500円</u>	2026.5.29																								
307	表 加給年金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">加給年金額 (令和7年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>224,700円×改定率</td> <td>(<u>239,300円</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	加給年金額 (令和7年度価額)		224,700円×改定率	(<u>239,300円</u>)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">加給年金額 (令和8年度価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>224,700円×改定率</td> <td>(<u>243,800円</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	加給年金額 (令和8年度価額)		224,700円×改定率	(<u>243,800円</u>)	2026.5.29																
加給年金額 (令和7年度価額)																												
224,700円×改定率	(<u>239,300円</u>)																											
加給年金額 (令和8年度価額)																												
224,700円×改定率	(<u>243,800円</u>)																											
319	(2) 中高齢寡婦加算額 囲みの下 2行目	※令和7年度価額： <u>623,800円</u>	※令和8年度価額： <u>635,500円</u>	2026.5.29																								
327	基本理解 (4) 1行目	～、離婚等をしたときから <u>2年を経過したとき</u> 等は～	～、離婚等をしたときから <u>5年を経過したとき</u> 等は～	2026.5.29																								
330	基本理解 (4) 1行目	～、離婚等をしたときから <u>2年を経過したとき</u> 等は～	～、離婚等をしたときから <u>5年を経過したとき</u> 等は～	2026.5.29																								

★【第Ⅲ部】一般常識科目—第9章 労務管理その他の労働に関する一般常識
法改正に伴う修正は、特にありません。

★【第Ⅲ部】一般常識科目—第10章 社会保険に関する一般常識

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
96	欄外 (※5)	令和7年度の保険料の賦課限度額(保険料の上限額)は、合計 <u>109万円</u> (保険料の基礎賦課額 <u>66万円</u>)、後期高齢者支援金等賦課額 (26万円)、介護納付金賦課額 (17万円)) である。	令和8年度の保険料の賦課限度額(保険料の上限額)は、合計 <u>113万円</u> (保険料の基礎賦課額 <u>67万円</u>)、後期高齢者支援金等賦課額 (26万円)、介護納付金賦課額 (17万円) 、 <u>子ども・子育て支援納付金賦課額 (3万円)</u>) である。	2026.5.29
104	欄外 (※2)	保険料の賦課限度額(令和7年度価額)は、 <u>原則80万円</u> である。	保険料の賦課限度額(令和8年度価額)は、 <u>合計87万1,000円</u> (保険料の基礎賦課額 <u>85万円</u>)、 <u>子ども・子育て支援納付金賦課額 (2万1,000円)</u>) である。	2026.5.29
129	欄外 (※10) 6行目～8行目	ただし、 <u>①事業主掛金と同額まで、かつ、②労使の総額が～</u>	ただし、労使の総額が～	2026.5.29
149	4 下2行目～	令和7年度の特別障害給付金の月額は、障害等級1級の場合が <u>56,850円</u> 、障害等級2級の場合が <u>45,480円</u> です。	令和8年度の特別障害給付金の月額は、障害等級1級の場合が <u>58,650円</u> 、障害等級2級の場合が <u>46,920円</u> です。	2026.5.29
150	●給付額の例 タイトル 右	※～を <u>11,551円</u> として計算	※～を <u>11,768円</u> として計算	2026.5.29
	囲み内	【例1】 → <u>5,450円</u> × 360 月 ÷ 480 月 = <u>4,088円</u> 【例2】 → (<u>5,450円</u> × 240 月 ÷ 480 月) + (<u>11,551円</u> × 60 月 ÷ 480 月) = <u>4,169円</u>	【例1】 → <u>5,620円</u> × 360 月 ÷ 480 月 = <u>4,215円</u> 【例2】 → (<u>5,620円</u> × 240 月 ÷ 480 月) + (<u>11,768円</u> × 60 月 ÷ 480 月) = <u>4,281円</u>	
	欄外 (※5) 6行目～7行目	令和7年度の額は <u>5,450円</u> である。	令和8年度の額は <u>5,620円</u> である。	
	欄外 (※6) 3行目～4行目	～、 <u>11,551円</u> である (令和7年度の新規裁定者の額)。	～、 <u>11,768円</u> である (令和8年度の新規裁定者の額)。	
	10行目	～により、 <u>5,775円</u> となる。	～により、 <u>5,884円</u> となる。	
欄外 (※7)	令和7年度の額は、 <u>6,813円</u> である。	令和8年度の額は、 <u>7,025円</u> である。	2026.5.29	
155	欄外 (※8)	現在 <u>23</u> ヲ国との～	現在 <u>24</u> ヲ国との～	2026.5.29